

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和5年8月7日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議案 第 29 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和5年8月7日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 谷口 雅秋

3番 中山 彦信 4番 上樂 忍

6番 佐々木 隆 7番 小坂 義則

8番 宮坂 博一 9番 住田賀津彦

10番 大崎 章博 11番 高橋 順子

13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

5番 稗苗 史絵

6. 議事録署名委員

3番 中山 彦信 4番 上樂 忍

7. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 関口 晶子

主査 本田 陽一 主事 小川 聡志

主事 小林 智樹

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和5年度8月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、3番中山委員、4番上樂委員にお願いいたします。

議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定

について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

今月の申請は1件3筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が386 m²です。

2ページ目をご覧ください。

【議案第29号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

12番： 事務局から説明のあった通りであるが、子どもの頃から転用事実があったように思われるが、違反転用であったようであり、申請があった。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第29号は意見決定いたします。

議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は4件7筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が5,289.8 m²です。

【議案第30号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 1件目について、事務局から説明のあったとおりであるが、申請地は麦の跡地であり、優良農地のため営農組合としては残念である。しかし、土地利用上仕方ないとのことで、営農組合も承諾しており、農道や水の関係もクリアしているので問題ないと考えます。

6番： 2件目について、事務局の説明通りであり、貸借人の方と一緒に現地確認もした。今は稲が生えているが、刈り取り後に足場をつくって、またもとに戻すと聞いている。問題はないと思います。

7番： 3件目については、周辺は住宅地であり、需要に見合った施設を建てるということであります。雨水排水も適正にするということであり、問題ないと思われま

す。4件目については、違反転用であり、過去の測量ミスと発覚しまして、申請し直すということで、よろしくをお願いします。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方

で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第30号は意見決定いたします。

議案第31号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案31号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

なお、案件中に水尾委員に関する案件が含まれるため、一時退室を願います。

(水尾委員 退室)

今月の案件は全26件、96筆、87,148 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

6 番： 賃貸借料金が0円というのは、やはりお金は要らないが作ってほしいと

いうことか。

事務局： 最近増えているのが、賃料を0円にする代わりに畦の草刈りも一緒にやってほしいという契約がある。今回議案にある地域に限らず様々な地域でもある。

10番： その話でいくと、賃貸借料金が0円ならば草刈りをやって、有料ならばお金は払うが、草刈りしてほしいければ5,000円程度払えということか。

事務局： 草刈り料金はそれぞれ異なるが、その通りです。

10番： この議案の賃貸借料金0円の借り手は全部草刈りをやるのか。”多面的”でやるのか。

事務局： そうだと思います。

10番： 草刈りについて、担い手の方はとても苦労されている。担い手がいないところでは、若者は休みの日も遊びに行ってしまうので高齢者がやることになってしまう。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第31号は決定いたします。

(水尾委員 入室)

議 長： これでは議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農地利用最適化推進委員について
・農地パトロールについて

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時37分】

【別添】

農地法第4条調査書

議案第29号 受付番号1番

申請者		作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法上の用途地域内（近隣商業地域）に位置していることから、農地区分は第3種農地と判断します。 転用許可基準は原則許可となります。	
転用目的	申請地は貸駐車場として利用しており、現在も店舗駐車場や貸車庫として利用されていますが、このたび正式な申請をおこない是正します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありなが貸駐車場敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸駐車場のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は貸駐車場の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	周囲も宅地造成済みであり、隣接地に被害は及びません。また、生活排水は発生せず、雨水排水は自然勾配により既存側溝へ排水しており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号1番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連担している土地に近接し、10ha未満（9ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。 転用許可基準は代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、来客の効率性を鑑み、既存の事業敷地の規模を拡大し更なる集客を行う計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高照会一覧を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場、太陽光パネル設置敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場、太陽光パネル設置敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については既設排水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号2番
(貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね20 haの一団の農地の中にある農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、隣接地の機材を搬出する必要がある、搬出路を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、搬出路設置敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、搬出路設置敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水等の排水は浸透式とし、近隣の農地などに被害を及ばぬよう十分配慮されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性	3年以内の一時転用であり、申請目的のために供する必要があると認められ、農業振興整備計画の達成に支障がないことを確認しています。	
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に吉島保育園と吉島内科クリニックが存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、交通の利便性や生活環境が整っているため共同住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の融資予約通知書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については前面道路側溝へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に吉島保育園と吉島内科クリニックが存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人の子が使用貸借している土地の筆界が現在使用している敷地と重なっていることが判明したため、これを是正する。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら住宅敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については既設排水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		